

登録（文字）商標スカイベリー及び登録（図形）商標スカイベリー

使用時の注意事項（加工品について）

平成29年4月 栃木県農政部

1 商標が使える商品について

（1）商標が使用できる対象商品

- ① 管理要領（別紙1）に書かれている指定商品に限ります。
- ② 図形商標単独での使用はせずに文字商標と同時に使用することとします。

（2）禁止事項

- ① 商標自体を商品化することは認めません（商標使用を再許諾する行為等も）。
- ② 販売される商品の品質保証について、県は一切の責任を負いませんので、「栃木県推奨、推薦」等、県が商品の品質を保証するかのような文言と同時に使用する行為は認めません。

2 表示について

（1）文字商標について

登録（文字）商標「スカイベリー」はカタカナ表示の他、以下のひらがな表示及びローマ字表示に限り、使用を認めます。

- ① 使用できる表示
 - ・カタカナ表示 スカイベリー
 - ・ひらがな表示 すかいべりー
 - ・ローマ字表示 Skyberry（大文字でも小文字でも可）

- ② 登録商標であることを意味する®（アールマーク）の使用について
国内でのみ販売される商品については、®（アールマーク）を付けることができます。

例 スカイベリー®

- ③ 他の語句と組み合わせた表示

他の語句と連続して使用することは、違う名称と誤認されるおそれがあるため、使用する場合は、本商標と他の語句の間にスペースを空けるか、本商標の語尾にアールマークを付けるか、行を変えること。（次表参照）

使用可能な表示例	使用不可の表示例
<ul style="list-style-type: none">・スカイベリー □□□・スカイベリー® □□□・□□□ スカイベリー・□□□ スカイベリー®スカイベリー・ □□□・スカイベリー®□□□	<ul style="list-style-type: none">・スカイベリー□□□・□□□スカイベリー・□□□スカイベリー®

④ 禁止事項（商標の誤認を招く恐れがある事項は認めません）

- スカイベリーの一部分のみを使用しないこと（ひらがな、ローマ字表示も同様）。

例 × スカイ □□□ は認めません。

× スイベ □□□ は認めません。

- 文字の大きさを個別に変えないこと（ひらがな、ローマ字表示も同様）。

例 × スカイベリー は認めません。

- 異なるフォントや表示を混ぜないこと（ひらがな、ローマ字表示も同様）。

例 × **スカイ**ベリー、Sky ベリー などは認めません。

- 文字を変形させないこと

例 × スカイベリー

- 他の図形やマークと重ねて使用しないこと（図形商標とも重ねないこと）

例



⑤ 変更が可能な点

- フォントを変更することができます（ひらがな、ローマ字表示も同様）。
- 縦書きで使用することができます（ひらがな、ローマ字表示も同様）。
- 文字色は変更できます（ひらがな、ローマ字表示も同様）。

例 スカイベリー

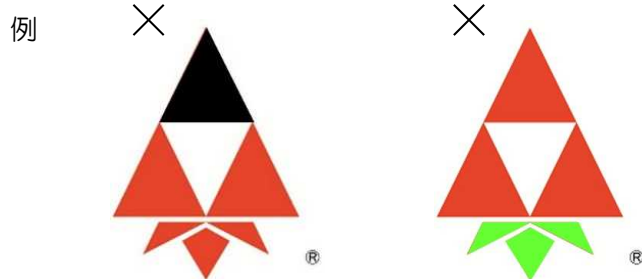
スカイベリー

(2) 図形商標について

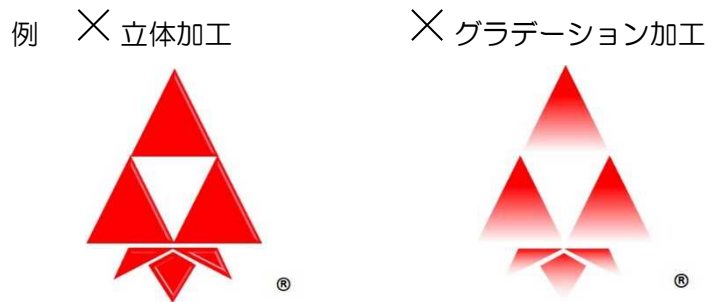
図形商標のPR効果を高めるため、必ず、文字商標「スカイベリー」と同時に使用することとしています。図形商標（ロゴマーク）単独での使用は認めていません。

① 禁止事項

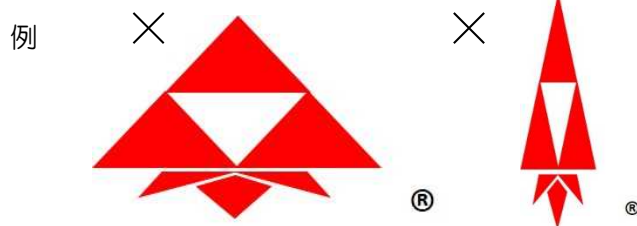
- ロゴの一部の色を変えること。



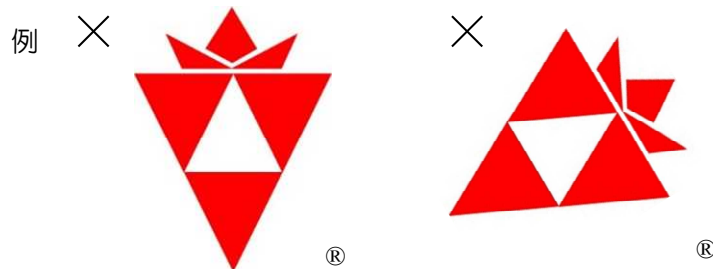
- ロゴの加工（立体加工や、グラデーション加工など）。



- ロゴの変形



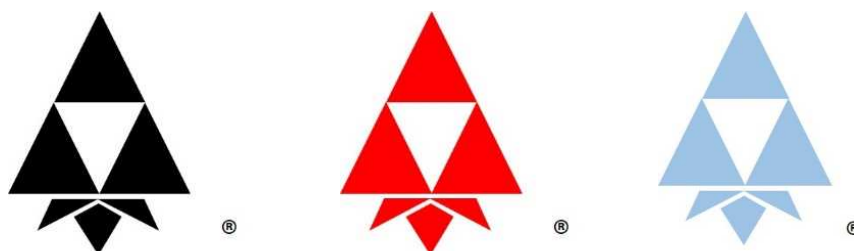
- ロゴの回転



② 使用できる表示

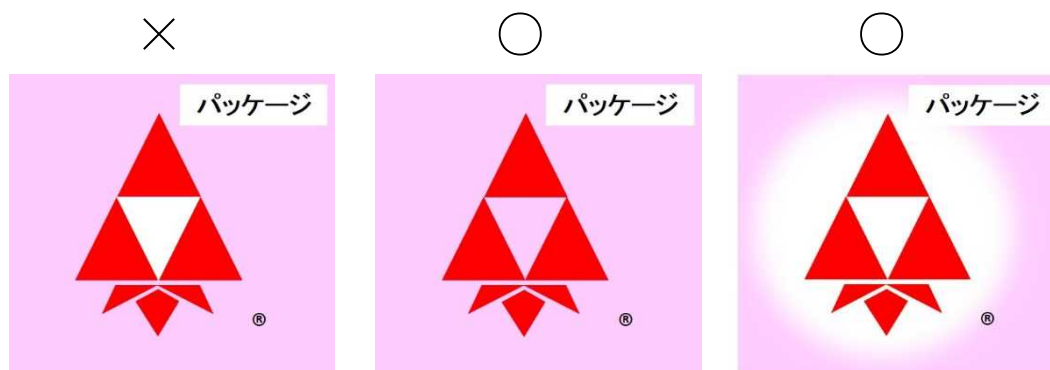
- 色彩については一色とすること（一色であれば、色の変更は可能です）。

例



- 中央部分は透明とすること。

例



③ 表示にあたっての注意

- 必ず、文字商標「スカイベリー」と同時に使用すること。

例：商品パッケージのイメージ



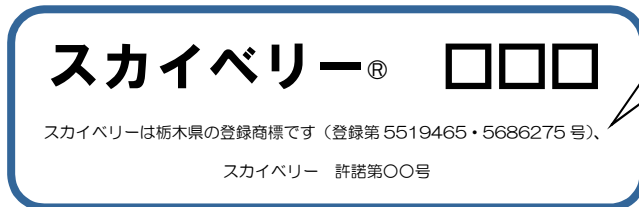
- その際、図形商標と文字商標を重ねるなど、他の商標（あるいは一体商標）との誤解を招くデザインはしないでください。

3 商標番号及び使用許諾番号の掲示について

スカイベリーが商標であることと、名称の使用に栃木県から商標使用許諾を受けていることがわかるように、以下の掲示を必ず行って下さい。

- (1) 商品を収容する容器や包装紙がある場合には、その表面上に印刷かシールの貼付により掲示を必ず行って下さい。掲示する場所は表面であれば問いません。

例 表面ラベル等への掲示



スカイベリーは栃木県の登録商標です
(登録第 5519465・5686275 号)、
スカイベリー 許諾第〇〇号

※図形商標を使う場合は、
「5757603・5811783号」を追記

- (2) 商品を店頭販売し、商品を収容する容器や包装が無い場合には、ショーケース等の商品の近くにポップ等でスカイベリーが栃木県の登録商標であることと、商標の使用許諾番号を必ず掲示してください。

例 手作りポップへの掲示



スカイベリーは栃木県の登録商標です
(登録第 5519465・5686275 号)、
スカイベリー 許諾第〇〇号

※図形商標を使う場合は、
「5757603・5811783号」を追記

4 食品表示法に基づく原材料表示について

使用するいちご品種は1種類となりますが、特色のある原材料(特定の品種等)を使用した製品に相当しますので、容器や包装に入れて販売する商品の場合には、食品表示基準第7条に基づき、使用したスカイベリーの商品に占める重量割合(%)を表示することを推奨しております。なお、表示部位は原材料を強調表示する全ての箇所の近く又は原材料の表示部となります。

- 〔 清涼飲料水の例：スカイベリー果汁5%使用(原材料中の重量割合)
クッキーの例：スカイベリー果実10%使用(原材料中の重量割合) 〕

5 原材料に使用するいちご(栃木i27号)の果実品質について

いちごの原型が残る加工品(ケーキ、フリーズドライ等)については、生鮮果実における商標「スカイベリー」の使用基準を参考に、いちご「スカイベリー」のイメージを損なわないよう努めて下さい。なお、他のいちご品種を混ぜた場合は商標の使用を許諾できませんのでご注意下さい。

お問い合わせ先 (御不明な点につきましては御連絡ください)

栃木県農政部経営技術課 普及情報担当

電話 028-623-2313 FAX 028-626-2315

E-mail agriinfo@pref.tochigi.lg.jp

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20 (栃木県庁本館12階)

